

あげまつだより



令和8年3月12日発行
No.23-1 上松町



こども誰でも通園制度



令和8年4月より「こども誰でも通園制度」が始まります。

この制度は、子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援をするために創設されました。家庭とは異なる経験や同世代のお子さんとは触れ合う機会を提供することで、子どもの育ちを応援します。月に一定時間の範囲内で施設をご利用いただくことができます。

町のホームページもご覧ください。

トップページ ⇒ くらし ⇒ 子育て・教育 ⇒ 子育て支援 ⇒ こども誰でも通園制度

1. 利用対象など

対象者	利用日時点で保育所等に通っていない生後6ヶ月～満3歳未満までのこども
利用日・時間	月曜日から金曜日までの平日 午前9時～午後4時 ※祝日年末年始等及び施設の都合を除く
利用可能時間	こども一人につき <u>月10時間まで</u> （1回を1時間以上として30分単位で利用可能）※残った時間を翌月以降に繰り越してできません。※端数の時間は、切り上げにより算定します。
利用料	1時間 300円
減免	生活保護世帯、住民税所得割合計額77,101円未満、要支援家庭
実施方法	クラス内の空き定員枠を活用して、在園児と一緒に受け入れをします。
実施施設	上松保育園 電話：52-2086

2. 利用の手順

①認定の申請 ⇒ ②認定 ⇒ ③事前面談の予約 ⇒ ④事前面談（対面） ⇒
⑤利用予約 ⇒ ⑥施設の利用 ⇒ ⑦利用料の支払い

3. 受付開始日

令和8年3月16日より随時受付を開始します。利用を希望される方は、子育て支援係（健康増進センター内 電話：52-2649）にお問い合わせ下さい。

4. 子育て支援センターの一時預かりとの違い

子育て支援センターの一時預かりが「保護者の立場からの必要性」に対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるのではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもの育ちを応援するものです。併用することができます。

5. 問い合わせ先

子育て支援係 上松町大字小川1658番地1 上松町健康増進センター内
電話：0264-52-2649 Email：kosodate@town.agematsu.nagano.jp
上松保育園 上松町緑町3丁目5番地
電話：0264-52-2086 Email：ageho@town.agematsu.nagano.jp





林野火災の予防



春先は、空気が乾燥し林野火災や枯草の火災が発生しやすい季節です。長野県では大切な森林を守るため、本年も2月1日から5月31日までを「春の山火事予防運動」の実施期間とし、山火事予防意識の普及啓発に取り組んでいます。

空気が乾燥しやすく強風も吹きやすい為、山菜取りやハイキングなどの野山に出かける機会が増えやすいこれからの時期、火の取り扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。

林野火災の主な発生原因は、たき火や野焼きですので、農作業等で火を使った場合は、完全に消火したことを確認してください。

また、お墓参りの際、お線香の着火に使用するために丸めて火をつけた新聞紙が風にあおられて飛散し、周囲を大きく焼いてしまった事例も多数ありますので、細心の注意をお願いいたします。

山火事は、人の火の取り扱いの不注意から発生することが多いため、次のことに十分気を付けていただき、山火事を発生させないようにしましょう。

- 枯れ草など燃えやすいものがあるところでは、たき火をしないこと
- たき火など火を使用しているときは、その場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 林野火災注意報、林野火災警報の発令時など乾燥・強風時には、屋外での火の使用をしないこと
- 火入れを行う場合は、市町村長の許可を必ず受けること
- たばこは指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 火遊びはしないこと、また、させないこと

【お問い合わせ先 産業観光課 林務係 電話：52-4804（課直通）】



5月ヘルスケア健診申し込みのお知らせ



上松町健康増進センターでは、以下の日程でヘルスケア健診を実施します。ご希望の方は、3月31日（火）までにご連絡ください。

○健診内容

健診名	ヘルスケア健診
対象者	20歳以上40歳未満の方で職場や病院等で健康診査を受ける機会がない方
日にち	5月8日（金）・11日（月）
受付時間	詳細は申し込み時にご確認ください。
健診内容	問診、身長、体重、血圧、血液検査、尿検査、心電図、眼底検査、健康相談、歯科相談等
自己負担額	無料

○注意事項

- ・当日は、国保特定健診・後期高齢者健診も同時実施します。
- ヘルスケア健診は11月、令和9年1月にも実施予定です。

【お申し込み・問い合わせ先】住民福祉課 保健衛生係 電話：0264-52-2825



税金等を窓口で納入されている皆様へ



忘れて納税していない税金等はありませんか？

住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などお忘れのないように納入をお願いします。

内容の確認や納入が困難な場合は、企画財政課収納係までご相談下さい。

●納入期限までの納入にご協力下さい。

諸事情により納期限までに納められない場合はお早めにご相談ください。

納期限が過ぎても未納の場合は、督促状の発送（本税に督促手数料100円が付きまます）や訪問による納税のお願いをいたしますが、その後も未納の場合には、延滞金が発生し、差押等の滞納処分を受ける場合があります。

●便利な口座振替をご利用下さい。

現在、窓口で納入されている皆様（納税通知書に「口座振替」の記載がない方）に口座振替をお勧めしています。忘れてしまうこともなく、必ず納期限に納入されます。

役場窓口と金融機関に「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。

役場までお越しになるのが困難な場合はご連絡下さい。（通帳と印鑑をご用意下さい。）

●マンデー納税日をご利用下さい。

毎週月曜日の午後5時15分から午後7時まで窓口業務を延長していますので、税金等を納入することができます。（休日の場合は翌日）

お仕事等により日中に納入することが困難な場合にご利用下さい。

【問い合わせ先】 上松町 電話：52-2001

◎ 企画財政課 収納係 内線122 ◎ 住民福祉課 厚生係 内線151、153



テレビショッピングにご注意ください！



テレビショッピングに関する相談が依然として寄せられています。テレビショッピングでは、購入の際に実物を確認できません。注文する際は、テレビ広告の情報だけでなく、商品の使用感やサイズなどについて電話口でもよく確認しましょう。

テレビショッピングは通信販売に当たるため、クーリング・オフはありません。テレビ広告で返品特約が適正に示されている場合は、返品・解約の条件はその特約に基づきます。返品可能でも、未開封に限られていたり、期限が設けられていたりしている場合もあるのでよく確認しましょう。

【お問い合わせ先】

長野県消費生活センター 電話番号：0263-40-3660

高齢者給付金「口座登録届出書」の提出について

高齢者給付金の対象者の方に対して、「口座登録届出書」を郵送しております。

今回の給付金については、支給にあたって振込先の口座の届け出が必要です。まだ、提出されていない方については期日までに届出書の提出をお願いいたします。

なお、書類等が見当たらない、郵送や提出ができない方については担当係までご連絡ください。

提出期日 令和8年3月19日（木）

【問合せ先】上松町住民福祉課 福祉係 電話 52-5550



上松町生活応援商品券



○上松町生活応援商品券支給事業について

食料品等の物価高騰により日常生活及び経済活動に影響を受けている住民の家計の支援及び町内の事業者の活性化と町内経済の回復を図ることを目的に、国の重点支援地方交付金を活用して上松町生活応援商品券の支給を行います。

1. 商品券について

支給額 1人 20,000円分の商品券
(内、4,000円分については、食料品等の利用可能)

有効期限 令和8年9月30日(水)まで

利用できる店舗 上松町内の店舗でご利用できますが、一部ご利用できない事業者、商品又はサービス等がありますので、ご利用前にご確認ください。
(※「e-カエルカード」(上松町商工会発行)へのチャージには使用できません。)

2. 支給対象者

令和8年3月1日時点で上松町に住民登録がある方。

3. 支給方法

令和8年3月18日(水)以降(予定)に郵便局のゆうパック等にて発送します。
全世帯への配達にはお時間がかかりますが、順次配達されます。同地区でも配達日が異なる場合がありますのでご了承ください。

○お問合せ先

上松町 企画財政課企画政策係 電話：0264-52-4901 (直通)

令和8年度 ひのきの里のまつり開催情報

ひのきの里のまつり実行委員会では令和8年度に開催するまつりを次のとおり計画しています。



○ひのきの里の夏まつり … 開催しません。秋まつりに花火大会含めて併合します。

○ひのきの里の秋まつり(秋まつり、全国木馬引き大会、上松凱旋者の連携で駅前周辺にて開催)
令和8年10月31日(土)木馬引き大会・花火大会、11月1日(日)ステージイベント
両日、上松技術専門学校卒業生による販売・ワークショップ

○氷雪の灯まつり(アイスクャンドル、寝覚の床周辺ライトアップ 他)令和9年2月11日(木祝)

○諸行事

- ・神宮式年遷宮 仮御樋代木伐採式(非公開) 令和8年 5月17日(日)
- ・出張!おかげ横丁 in 木曾(駅前周辺) 令和8年 5月23日(土)~24日(日)
- ・盆踊り大会(駅前) 令和8年 8月14日(金)
- ・木曾谷和太鼓フェスティバル「谷響」(臨川寺) 令和8年11月 7日(土)
- ・駅伝大会(主催:ひのきの里の駅伝実行委員会) 令和8年11月15日(日)



【お問合せ先】(一社)上松町観光協会(上松町観光情報センター内) 電話52-1133

あげまつだより



令和8年3月12日発行
No.23-2 上松町

子ども・子育て支援金制度と医療保険料

子ども・子育て支援金制度開始と医療保険料について



令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。

この制度は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

支援金は、『児童手当の拡充』、『育児時短就業給付』、『育児期間中の国民年金保険料免除』、『妊婦のための支援給付』、『出生後休業支援給付』、『こども誰でも通園制度』の各事業に充てられます。

支援金は令和8年4月から医療保険料と合わせて拠出いただきますが、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

【国民健康保険に加入されている皆様】のこの制度に係るご負担については、2月20日開催の国保事業の運営に関する協議会において長野県から示された標準的な率を参考に決定することとなりました。子ども分以外は据え置きです。

令和8年度 国民健康保険税率		
医療分 ※ 67万円	均等割額	21,000円
	平等割額	21,000円
	所得割率	6.50%
後期高齢者支援分 ※ 26万円	均等割額	8,000円
	平等割額	6,700円
	所得割率	2.26%
介護分 ※ 17万円	均等割額	8,000円
	平等割額	6,000円
	所得割率	2.00%
子ども・子育て支援金分 ※ 3万円	均等割額	1,000円
	均等割額(18歳以上)	40円
	平等割額	1,000円
	所得割率	0.28%

※ 課税限度額

上松町の国民健康保険特別会計は令和5年度以降、単年度収支が赤字となっており基金を取り崩しています。全国的な各県内での国保税率の統一を目指す動きも踏まえ、令和9年度以降の税率につきましては、国民健康保険事業の運営に関する協議会にお諮りした上で引き上げをする場合があります。

※裏面に続く



【後期高齢者医療に加入されている皆様】は、2年ごとの保険料率見直しにあたり令和8・9年度の保険料率が決まりました。

後期高齢者医療 保険料率	令和6・7年度	令和8・9年度	
		基礎賦課額	子ども・子育て支援 納付金賦課額
均等割額	44,365円	48,827円	1,339円
所得割率	9.45%	8.80%	0.25%
賦課限度額	80万円	85万円	2万1千円

・お問い合わせ先

上松町住民福祉課 厚生係 電話：0264-52-4802（課直通）
長野県後期高齢者医療広域連合 電話：026-229-5320

令和8年経済センサス活動調査の実施

令和8年6月1日現在で、全国一斉に、全ての事業所・企業を対象とした「令和8年経済センサス活動調査」が実施されます。

「経済センサス-活動調査」は、我が国のすべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を全国的・地域別に明らかにすることを目的としており、調査結果はまちづくり施策立案や民間の出店計画の参考資料等に活用されています。

円満かつ正確な調査のため、町内事業所の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

■調査日

令和8年6月1日

■調査対象

全ての事業所及び企業（農・林・漁家、家事サービス業等を除く）

■調査方法

4月より順次、調査対象の事業所・店舗にインターネット回答用の調査書類(緑封筒)が郵送されます。調査書類が届きましたら、同封されている「調査票の記入のしかた」をご覧ください。

4月27日までにインターネット回答が確認できない事業所・店舗には、調査員が紙の調査票(青封筒)を配布しに訪問します。

なお、支社等を有する企業の本社には、国又は県が調査を行います。

※インターネット回答はパソコン・スマートフォンで、いつでも、簡単に回答や回答の修正ができます。またデータの送受信は、暗号化によって保護されるため、回答内容が外部に漏れることはありません。

インターネット回答を是非ご活用ください。

ビルくんとケイちゃん



 経済センサス